

給油専用 セルフプリペイドカード払戻しのご案内

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年12月31日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未
使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称
木村石油 株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
セルフプリペイドカード 10,000 円、20,000 円、30,000 円

○払戻しの申出期間
令和8年1月5日（月曜日）9時から令和8年3月31日（火曜日）18時まで
※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除
斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法及び払戻しの方法
当社営業所及びサービスステーションへ現物を持参の上で申し出ください。
現金にて払戻しさせていただきます。

※ 持参出来ない場合
お申し出される方の住所、氏名、連絡先を下記の問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。
ご連絡いただきましたら、返信用封筒と書類を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封
筒にプリペイドカードを同封の上、返送ください。指定口座へ額面の金額を振り込みます。なお、郵便代
及び振込手数料については当社負担とします。

○払戻しに関する問い合わせ先
〒600-8375 京都市下京区五条通大宮西入下長福寺町 295 本社営業企画部 有田
TEL 075-341-1451